

一般名処方・後発医薬品・バイオ後続品の使用促進について

当院では、患者さんの経済的負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）・バイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用しています。また、医薬品の供給状況を鑑みて、一般名処方も推進しています。一般名処方を行う際には、状況や趣旨をご説明いたします。尚、医薬品の供給・流通状況により薬剤を変更する可能性がございます。その際は医師または薬剤師よりご説明させていただきます。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお問い合わせください。

（参考）厚生労働省のホームページより

～後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものです。

このため、厚生労働省では平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し取り組みを進めてきました。さらに、平成27年6月の閣議決定において、2017年（平成29年）に70%以上とするとともに、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）末までの間のなるべく早い時期に80%以上とするという新たな目標が定められました。

この80%目標の具体的な達成時期については、2017年（平成29年）6月の閣議決定において、「2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」とされました。

この後、2021年（令和3年）6月の閣議決定において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」とする新たな目標が定められました。

厚生労働省は、目標の実現に向け、後発医薬品の使用促進のための施策に取り組んでいます。

～バイオシミラーとは

新しく開発された薬には特許がありますが、特許期間が終了した後は、他の製薬会社からも、同じように使える薬が発売されます。バイオシミラーは、バイオ医薬品の特許が切れた後に、他の製薬会社から発売される薬で、特許が切れた薬と同じように使うことができます。

